

提案・要望書

長野県町村会

提 案 ・ 要 望 書

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら、国土と自然を守り、食料の安定供給や水資源の涵養など国民生活にとって極めて重要な役割を果たしてまいりました。

今後も引き続きこうした役割を果たし、活気ある農山村地域を次世代に引き継いでいくことが我々に課された使命であります。

しかしながら、急速に進む少子高齢化による人口減少や、基幹産業である農林業の低迷など、町村を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

また、我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は未だ力強さを欠き、本格的な回復軌道とは言い難い状況にあることから、地域の活性化を図り、その成果を地域の隅々まで広げるしっかりとした対応が必要とされております。

こうした課題が山積するなか、町村では地方創生の実現に向け、それぞれ独自の創意工夫のもと日々絶え間ない努力を重ねております。

我々町村長は、相互の連携をより一層強化し、住民の一人ひとりが、豊かさとゆとりを実感できる安心・安全な地域づくりを進めるため、全力を尽くす決意であります。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、県内町村が将来にわたり住民の期待に応えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

平成29年11月17日

長 野 県 町 村 会

会 長 藤 原 忠 彦

提案・要望項目

1	長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と 防災対策等の強化	1
2	一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進	4
3	道州制反対、町村財政基盤の強化	7
4	地域公共交通対策の推進	10
5	教育環境の整備	11
6	情報化施策の推進	14
7	地域医療・保健体制の充実	16
8	社会保障制度の充実	21
9	環境保全対策の推進	26
10	T P P 協定への適切な対応	30
11	農業・農村対策の推進	31
12	野生鳥獣被害対策の推進	33
13	森林・林業対策の推進	34
14	観光振興対策の推進	36
15	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実	38
16	河川の整備促進	41
17	砂防施設の整備促進	42
18	住宅等の耐震化の促進	43
19	空き家対策に対する総合的な支援策の充実	44
20	冬期交通の確保	45
21	地籍調査事業の推進	46

1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興と防災対策等の強化

1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興

- (1) 地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に進めるよう、被災地の復興事業の執行状況を十分把握し、万全の予算措置を講じること。
- (2) 長野県北部地震、長野県神城断層地震において被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、更なる財政措置を講じるとともに、復興の加速化に向けて、引き続き有効な対策を講じること。
- (3) 御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山観測体制を強化し、登山者等の安全確保のための警戒避難体制の構築や避難壕等火山安全設備の整備等に対し、技術的・財政的支援及び拡充を行うこと。

< 現況・課題 >

長野県北部地震により被災した栄村では、栄村震災復興計画に基づく復興事業が継続されてきたところですが、更なる復興に向けた事業の計画的かつ柔軟で迅速な執行が必要であります。

また、平成 26 年 11 月 22 日に発生した神城断層地震においては、全半壊した家屋の再建や農地・農業用施設の復旧、二次土砂災害対策、林道復旧等が実施されてきたところではありますが、復興の加速化に向け、一層の支援が必要であります。

平成 26 年 9 月 27 日に突如発生した御嶽山噴火は、秋の行楽期にあつて多くの登山者等の人的被害を生じるとともに、その影響は地域を支える観光業など広範囲に及んでおります。県全体としての一日も早い復旧・復興と、噴火災害への更なる対策強化が必要であります。

2 防災・減災対策等の推進について

(1) 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、更なる技術的・財政的支援を行うこと。

また、今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に対する必要な法制度・対策を整備すること。

(2) 地域に応じた防災・減災対策が柔軟かつ確実に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、十分な財政措置を講じること。

< 現況・課題 >

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害が発生しやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大震災や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務であります。

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「首都直下地震対策特別措置法」の国土強靱化3法が成立したことや、「活動火山対策特別措置法」が改正されたことを受け、これらの法律も含めた円滑な運用を可能とする支援が必要であります。

今後、起こりうる災害に備えた法整備や対策の整備とあわせ、地域の防災・減災対策が、柔軟かつ確実に取り組めるように、更なる財政支援が必要であります。

3 米軍機による低空飛行訓練について

米軍機の飛行訓練に伴い、低空による訓練や機体から発せられる轟音等により、住民生活に大きな不安などの影響が生じていることから、飛行訓練の実態を広く情報開示するとともに、その安全性や今後展開される運用全般の状況について、関係自治体及び地域住民に対し、事前に十分な説明を行うこと。

< 現況・課題 >

平成 29 年 3 月に実施された日米共同訓練において、初めて長野県内を米軍機オスプレイが飛行したことが明らかになりました。飛行訓練は、低空による訓練や機体から発せられる轟音等により、住民生活に大きな不安などの影響が生じています。飛行訓練の安全性や今後展開される運用全般の状況についての具体的な内容を明確にしたうえで、関係自治体や地域住民に対し広く状況開示することや事前に十分な説明をすることが必要であります。

2 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

1 実効性のある地方創生への取り組み

(1) 地方創生推進交付金について、町村における新たな発想や創意工夫を活かした地方創生の推進に資する事業に対し、ハード・ソフトなどを問わず柔軟に活用できるよう、対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、手続きを簡素化し、その規模を拡充すること。

また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な財源を継続的に確保すること。

(2) まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き十分な額を確保するとともに、町村が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に、その町村の財政規模に配慮した地方財政措置を確実に講じること。

(3) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置を創設すること。

< 現況・課題 >

今、我が国が直面している少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、更には将来にわたる成長力を確保することは、国と地方がともに総力を挙げて取り組むべき最重要課題であります。

我々町村においては、かねてより地域の実情に応じた人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできましたが、国の地方創生の流れの中で、「地方版総合戦略」を策定し、その地域の実情に即した具体的な地方創生への事業展開を推進しているところであります。

町村が策定した総合戦略を長期的視点において実施し、その成果を達成するためには、国や県、地域間の緊密な連携・協力とともに、町村が主体的に実施する施策を財政的・制度的に支援する国の役割と、弊害となる規制や省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った真に実効性の伴った政策を実施することが必要であります。

更には、地方創生の効果を日本全体に波及させるためには、地域間連携等の取り組みにより、相乗効果を生み出すことが重要であり、広

域連携基盤の強化や推進のための支援体制の強化や政策展開が必要であります。

2 人口減少対策の推進

- (1) 地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、政府機能や本社移転等を、引き続き推進すること。
- (2) 市町村が地域の実情に応じ、子育て支援サービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の量の拡充や質の改善を図るとともに、恒久的な財源措置を講じること。
- (3) 地方公共団体が行う先駆的な取り組みを支援する「地域少子化対策重点推進事業」について、地方からの意見等を踏まえて本制度を検証したうえで、地方が地域の実情に応じて取り組む様々な対策を支援するため、採択要件の緩和や総額を拡充するとともに、恒久的な財源を確保すること。
- (4) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実すること。

< 現況・課題 >

我が国においては、急速な少子化が進んでおり、世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少などから、経済成長へのマイナスの影響や、社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念されております。

人口減少を克服し、少子化に歯止めをかけるためには、大都市圏の一極集中を是正し、地方への人口還流を促進することが重要であり、国の主導における更なる政策展開と、地方の受け入れ態勢の充実が必要不可欠であり、粘り強い継続した実施を求めるものであります。

また、人口減少対策の一環として、結婚支援、ワークライフバランス、男女共同参画社会とともに、子育ての価値や魅力についての啓発活動などの、総合的な施策を推進する必要があります。地方が、地域の実情に応じて、出会いから、結婚、妊娠・出産、子育て、雇用対策

を含めた総合的な対策を中期的に展開していくためにも、国においては、地方が独自に行う様々な取り組みに要する財源を継続確保するなど、積極的な支援が望まれております。

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させること。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 外国人研修・技能実習制度について、それぞれの地域における労働環境や業種を踏まえた制度となるよう、継続期間の算定方法などの見直しを行うこと。

< 現況・課題 >

昨今の国の経済情勢は、これまでの長期にわたる景気の低迷から緩やかに回復しつつあるものの、農山村地域等における農林業や商工業は、過疎化・高齢化の進行等により、著しく衰退しているのが現状であり、地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用創出や、地域コミュニティ拠点としての役割を持つ中小小売店や商店街などの地域産業の再生が必要であります。

活気ある農山村地域を取り戻し、地方創生の観点である「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すため、計画に基づく地域の主体的な取り組みに対し、財政面や制度面での積極的な支援を求めるものであります。

外国人研修・技能研修制度について、営農形態の特殊性等により継続期間の技能実習が困難である場合、技能実習2号への在留資格変更の条件である1年間継続できず、制度活用による技能等の習熟に至らないのが現状であります。

3 道州制反対、町村財政基盤の強化

1 道州制反対

道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

道州制の導入は、町村の存亡の危機、住民自治の崩壊に繋がるとともに、地方自治の根幹を揺るがすものであることから絶対に導入しないこと。

< 現況・課題 >

道州制は、地方自治の根幹にかかわる問題であり、特に町村にとっては存亡にかかわる重要課題であります。国民的議論が不可欠であり、拙速な法制化は断固阻止しなければなりません。

過去には、自民党道州制推進本部により法案の国会提出の動きがあり、全国町村会、全国町村議長会が地元国会議員に対し提出への反対について強く要請活動を実施してきたことから、法案の国会提出は見送られましたが、今後もその動向を注視していく必要があります。

- 2 地方交付税総額の充実・強化及び町村財政基盤の確立
 - (1) 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税の総額を確保するとともに、地方財政計画における「歳出特別枠」は堅持すること。
 - (2) 財源不足の解消は地方交付税の法定率の引き上げにより対応し、臨時財政対策債の制度は廃止すること。
 - (3) 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。
 - (4) 低金利政策の状況下であることを鑑み、地方財政を圧迫する高金利の公債費負担の軽減がなされるよう、公的資金補償金免除繰上償還を借入利率 5.0%未満の起債も対象とするなど対象要件緩和の上で再び実施すること。
 - (5) 町村が保有する基金は、非常に厳しい財政状況の中でも歳出削減等に努めながら、様々な地域の実情に応じて基金の積立てを行っているため、単に基金の増加傾向を理由に地方財源を削減しないこと。
- 3 町村税源の充実強化
 - (1) 固定資産税については、それぞれの地域特性に即したものとなるよう、制度改正や特例措置を実施すること。
なお、償却資産に係る固定資産税について、時限的な軽減措置が設けられたが、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直されることのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。
 - (2) ゴルフ場利用税（交付金）は、財源に乏しく山林原野の多い町村において貴重な財源となっている。特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも不可欠であるため、現行制度を堅持すること。
 - (3) 森林吸収源対策のための税について、町村が主体となり森林整備等に必要な財源確保のため、全国森林環境税（仮称）の早期の創設を実施するとともに、制度設計については、地方の意見も十分に踏まえ、税収は全額地方の税財源とすること。

< 現況・課題 >

三位一体改革の結果、町村は、地域間格差が拡大し、極めて厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済・雇用情勢と相まって、地域の疲弊が深刻化しております。

町村が、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保や税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠であります。

4 地域公共交通対策の推進

1 地域広域・幹線バス路線の確保

地域交通の確保のための「地域公共交通確保維持改善事業」については、広域・幹線バス路線の補助金減額措置や、地域内バス路線の補助上限額を撤廃するなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じること。

2 地域公共交通対策の充実

地域の創意工夫が活かされ、一体的かつ効率的な地域交通確保に取り組めるよう、中山間地域等においてその地域の実情を踏まえて柔軟な対応ができるよう制度の改善や財政支援策を充実すること。

< 現況・課題 >

超高齢社会を迎え、公共交通の果たすべき役割は大きいにもかかわらず、利用者は減少しており、地域交通を確保・維持するための、町村の財政負担は増加しております。

町村は、地域内バス路線の確保・維持のため、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用していますが、地域内バス 39 市町村中 30 市町村において補助額が要望額より減額される見込みであるとともに、中山間地域におけるタクシー輸送や自家用車有償輸送などを活用した地域交通確保に対しての、町村の経費負担への財政支援が講じられていません。このため、地域公共交通の更なる確保のための制度見直しや拡充が必要であります。

5 教育環境の整備

1 小中学校の教員配置基準の拡充

(1) 教員の質を向上させるとともに、義務教育における学級編制基準を引き続き見直し、正規教員を増員配置する中で、1学級あたりの児童・生徒数をOECD平均並みにすることを旨とし、指導体制を充実させること。

また、小中学校は地域コミュニティの中核的役割を果たすため、機械的に教職員を減らすことなく、適切な財政措置を講じること。

(2) 複式学級の学級編成の標準を引き下げ、教員配置基準の拡充を図ること。

(3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。

(4) 小学校の外国語活動や、中学校の外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるようにするため、JETプログラムをはじめ民間委託等による配置に対し、財政支援を講ずること。

2 特別支援教育等の充実

「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する人的体制の整備などを更に充実させること。

< 現況・課題 >

教員の配置基準について、現在、国では法律により公立小学校1年生における35人規模学級を導入していますが、長野県では国に先駆け、小・中学校すべての学年で「30人規模学級編制」を導入しています。こうした背景もあって、本県は臨時的任用等の教員の数・割合が近年増加にあり、教育の質を確保するためには正規教員の拡充を進め、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含めた34ヶ国の先進国が加盟するOECD（経済協力開発機構）並みの1学級あたり児童・生徒数とする必要があります。

民間委託によるALT活用については、地方交付税措置がないため、全額町村費負担となっており、ALTを増員したくても財源確保が難

しい状況であります。

小・中学校等において、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置が計画的に行われるよう、平成 19 年度から必要な経費が国から市町村に対して地方財政措置（交付税措置）されています。しかし、支援員は、市町村の政策的な判断によって配置されており、財政状況も考慮したうえでの実施となっているため、支援を必要とする児童・生徒が増加する中で、配置されている職員の身分は不安定で、雇用条件も十分なものではありません。そこで、国において制度化を図るとともに、財政的な支援策の充実をする必要があります。

学校教育法施行令や発達障害者支援法、障害者差別解消法では、障害を持つ児童において、保護者の意見や意向の中で、通常学級でのインクルーシブ教育を受けることが選択でき、町村は支援体制等の整備などを行うこととされています。

特別支援学級の教員配置については、重度障がい児童の受け入れに、支援員 1 名を配置する必要がありますが、町村の経費負担が発生している状況であり、更なる財政支援が必要であるとともに、状況に応じた柔軟な対応を可能とする教員配置基準等の拡充が必要であります。

医療的ケアを必要とする児童・生徒など、障害のある児童・生徒に対する学校及び放課後子ども総合プラン（放課後こども教室、放課後児童クラブ等）における支援・受け入れ態勢を充実させるため、専門的知識や資格を有する専門職員の派遣及び町村に配置する場合の財政支援、人事育成等が必要ですが、現状は十分な対応ができておりません。

3 教育施設等の充実

(1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や防災資材・機材を整備するため支援措置を、引き続き講じること。

(2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、必要な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図ること。

(3) 老朽化したスポーツ・社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設が多機能化、省エネルギー化、バリアフリー化等の機能向上に対する財政措置を創設すること。

< 現況・課題 >

大半の小・中学校は避難所に指定されています。構造物本体は、平成27年度までの事業実施の中でほぼ耐震化されていますが、非構造部材の耐震化については、屋内運動場の吊り天井に対する落下防止や、その他の非構造部材の耐震対策を早急に充実する必要があります。

また、老朽化による施設の補強・修繕・改修については、長寿命化改良事業が創設されたものの、事業の下限額が高く設定されているため、補助対象とならないケースや、補助率が1/3と低く、実際の工事費に比べ補助単価が低いことから、多額の一般財源が必要となっています。また各地域の教育施設等整備計画に基づく実施も併せて、補助単価の見直しや、財政支援措置の充実が必要であります。

スポーツ、文化、芸術を通じて得た喜び・夢・感動・楽しみ等の中から、住民が幸せで豊かな生活を認識することは非常に重要である中、スポーツ活動の基盤、地域内の文化・芸術の発信拠点である施設について、その役割を継続させるためには、更なる安全性確保や長寿命化施策、利用環境向上等が必要であり、整備・充実のための財政支援を求めるものであります。

6 情報化施策の推進

- 1 市町村の情報システムの共同化支援
町村が行う情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）にあたっての共通運用経費に対し、財政支援の拡充を図ること。
- 2 社会保障・税番号制度の円滑な運用
 - （1）番号制度の運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、システムが安定的に稼働し、個人番号カードの発行や情報連携業務等が円滑に進むよう対策を講じること。
 - （2）地方公共団体の既存システムの改修をはじめ番号制度の運用にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。
- 3 国の制度改正に伴うシステム改修経費への支援
国の制度改正に伴う電算システムの開発・改修について、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保するとともに、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保し、丁寧な説明を行うこと。
- 4 情報セキュリティ対策の推進
町村が維持管理、運用する情報システム及び付随のネットワーク等に対するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴い、更に高度化しているが、町村は膨大な住民情報を保有しているため、その機密性を堅持するための更なる技術的・財政的支援を講じること。

< 現況・課題 >

町村は様々な情報システムを導入し、更に業務実態や法律等の改正によりシステムを改修し運用しておりますが、情報技術の進歩は非常に速く、行政職員と業者の専門的知識の格差が広がる等の理由により、システムの保守・運用を同一業者に長期間依存し、結果、経費は高止まりし、経費は年々増加している状況であります。運用等経費の削減、業務負担の軽減には、国が推進する自治体クラウドの導入が有効であり、更に情報システム（基幹系・内部情報系）の共同化の推進や運用に対して、更なる財政支援等を求めるものであります。

社会保障・税番号制度は、国による情報基盤整備であり、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティ対策が万

全な中での運用が大前提であり、そのために町村が行う既存システムの改修や、また運用経費については全額国が負担すべきであるため、国の責任による財源措置が必要であります。

国策により進められる地方公会計の整備促進や国民健康保険制度改革等により生じる町村の情報システムの開発・改修に対しては、日本全体として進められる施策であることから、国の責任において財源を確保し、町村に超過負担が生じないことを前提に推進する必要があります。

また、システムの安定稼働と品質を担保するには、導入・改修時において制度を適切に把握した上で要件定義し、漏れなく着実に構築していくことが重要であり、そのためには、制度改正の詳細決定後、施行されるまでの準備期間を十分に確保するとともに、丁寧な説明を求めるものであります。

町村では、システムやネットワーク等を維持管理・運用し、住民に対するサービスを提供していますが、日々多様化するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴って更に複雑化を増しております。町村の扱う住民情報は膨大であり、その機密性堅持のために、町村に対する更なる技術的・財政的な支援が必要であります。

7 地域医療・保健体制の充実

1 医師の確保

(1) 地域医療機関の医師不足が深刻であり、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分に確保される仕組みとすること。

(2) 産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

< 現況・課題 >

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、全国順位では31位と依然低く、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しております。特に産婦人科については、平成27年3月上旬から市立大町総合病院にて分娩の取扱いが休止となり、平成28年4月からは飯山赤十字病院においても分娩の取扱いが休止となりました。市立大町総合病院においては分娩の取扱い休止から7ヶ月後に再開となりましたが、飯山赤十字病院においては再開の目途が立っておりません。地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっています。

については、国において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要であります。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、職場への定着化を図ること。

また、復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

< 現況・課題 >

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、保健医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医療従事者の育成、確保が求められています。

医療従事者数の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にありますが、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、医療従事者が不足している状況であります。

については、国において、医療従事者不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、医療従事者の養成確保と勤務環境の改善が必要であります。

3 公立・公的病院への支援

地域に必要な医療が継続して確保されるよう、基幹的役割を果たす医療機関に対し、財政的支援を拡充すること。

特に公立病院等への助成に対する特別交付税の算定において、繰出額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は撤廃すること。

また、災害時の医療体制を確保するため、老朽化による建て替えや改修、非常用電源の設置に対し、十分な財政措置を講じること。

< 現況・課題 >

地域医療の確保のため重要な役割を果たしている公立・公的病院等は、近年、多くの病院で経営悪化や医師不足に伴う診療体制の縮小を余儀なくされるなど、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっています。

公立病院等への助成に対する特別交付税の算定において、平成 28 年度から繰出額に措置率 0.8 を乗じるよう改正されました。「基準額」と「繰出額へ措置率 0.8 を乗じたもの」を比較し、低い額が交付額となりましたが、基準額より繰出額が小さいのにも関わらず、特別交付税が 2 割減額となる状況があります。減額となった差額は町村が独自の財源として負担しなければならず、地域医療の安定した継続を確保するためには、平成 27 年度以前の算定方法に戻す必要があります。

また、地震や集中豪雨をはじめとする自然災害や感染症など緊急時における住民の健康確保も重要な課題であり、より一層の体制整備を図る必要があります。

4 予防接種の推進

おたふくかぜ等有効性・安全性が確認されているワクチンについては、財政措置を講じた上で、予防接種法における定期接種の対象とするとともに、町村負担の実態に即した適切な財政措置を講じること。

また、予防接種制度において、医療現場はもとより、国民の混乱を招かぬよう適切な措置を講じること。

< 現況・課題 >

厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、平成 28 年 10 月から B 型肝炎ワクチンを定期接種化することとされましたが、わが国は先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない現状にあります。

子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えていくため、予防接種施策を総合的に推進し、予防接種事業が円滑かつ平等に実施できるよう必要な財源を措置するとともに、一旦許可されたワクチン接種が中止・延期されるなど国の実施体制に不安があることから、国の責任において安定的かつ継続的に実施し得る体制を整備する必要があります。

5 がん検診の推進

がん対策をより一層推進するため、がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなど充実を図ること。

< 現況・課題 >

がんが、国民の生命および健康にとって重大な問題となっている現状を踏まえ、国では「がん対策推進基本計画」（平成 24～28 年度）を策定し、受診率 50% を目標に掲げ、平成 21 年度から子宮頸がん・乳がん検診を、平成 23 年度からは大腸がん検診が実施され、受診率向上に一定の成果が認められるところであります。

町村においては、受診率向上に向けた普及啓発や健康増進のための取組を独自に展開し推進しておりますが、国民の生命・健康を守る上でも、国が責任を持って今後更にがん対策を推進していく必要があります。

平成 29 年より、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券等配布の対象年齢が縮小されましたが、健診の受診率向上には、平成 28 年度までの広い対象年齢が必要であります。

8 社会保障制度の充実

- 1 障がい児（者）の支援体制の強化
 - (1) 町村における支援機能強化を促進するため、発達障害の専門家による巡回相談事業を継続して実施できるよう、「巡回支援専門員整備事業」の拡充と必要な財政措置を講じること。
 - (2) 発達障がい児（者）の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の確保や相談支援体制の更なる充実を図ること。
 - (3) 障がい者を地域社会に円滑に受け入れるため、社会福祉施設整備事業に係る予算の増額を図ること。
 - (4) 地域生活支援事業に係る予算の増額を図り、補助率を固定化すること。

< 現況・課題 >

発達障害の疑いのある子どもが年々増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援が求められています。しかしながら、発達障害の専門的知識を有する者が不足する町村にあっては、発達障がい児（者）に対する療育支援や保護者・家族に対する相談支援体制が整わないなどの課題があります。支援体制強化のための財政措置、人材確保等や相談支援体制の更なる拡充が必要です。

また、社会福祉施設整備事業については、予算額が限られており、採択されない状況があるため、予算額の拡充が必要です。

地域生活支援事業は補助率が 50/100 以内であり、年度によって補助率が異なっており、安定したサービスを提供するためには、予算額の拡充と補助率の固定化が必要です。

2 保育制度の充実

- (1) 小規模町村においても病児・病後児保育を実施できるよう、広域連携による実施の検討を含め、病児・病後児保育に係る支援事業の推進と拡充を図ること。
- (2) 多子世帯の子育てに係る負担を減らすとともに、理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、多子世帯保育料減免の更なる拡大を図ること。
- (3) 少子化が進む中、安心して子育てができる公立の認定こども園や保育所等の持つ役割は大変重要であるため、施設の大規模改修や新設に係る整備費等に対し、更なる財政支援の充実を図ること。

< 現況・課題 >

近年、核家族化が進み、病児・病後児保育の需要が高まっています。小規模町村においては、病児・病後児保育の実施にあたり、人員配置のための人材と財政の確保が課題となっております。安心した子育て環境を提供するには、地域差のない病児・病後児保育の整備が求められております。

核家族化や経済的な理由から、子育てに係る負担感は増えており、多子世帯やこれから多子を望む世帯にとって、多子世帯保育料減免の更なる拡大が必要となっております。

多子世帯保育料の減免について、年収 360 万円未満相当の世帯について軽減制度が拡充されておりますが、多子世帯への子育てに係る負担を一層減らすため、更なる保育料減免の拡大が求められております。

公立の認定子ども園や保育所に係る施設整備費は、三位一体の改革による税源移譲に伴い、一般財源化され交付税措置となりましたが、少子化対策には施設整備が必須であり、財政措置の拡充が必要であります。

3 医療費助成制度への対応

地方単独事業で行う乳幼児等、障がい者、母子・父子家庭等への医療費助成について、国において助成制度を創設すること。

義務教育までの子どもについては、医療費窓口無料化（現物給付化）を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止し、その条件に所得制限を含めないこと。

<現況・課題>

急速な少子高齢化や医療技術が進歩する中、疾病の予防に重点を移した健康づくりなど福祉・医療サービスの需要はますます増大し、また、市町村が実施する医療費助成制度では地域間格差が生じています。医療費助成を国の制度として実施していくことが必要です。

平成 30 年度から未就学児までの医療費の現物給付化による国民健康保険国庫負担金の減額措置廃止となりましたが、少子化対策を推進するためには、減額措置廃止の対象を拡大することが求められています。また、子どもの医療費については、所得に関係なく平等に助成が受けられる観点から、所得制限を条件としないことが望まれています。

4 国民健康保険制度の円滑な運営

- (1) 小規模保険者の保険財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を導入するにあたり、制度の運営への支援や、保険料水準の標準化や算定方法において適切な助言を行うこと。
- (2) 高齢化による医療費の増額に対応するため、国庫負担金割合の引き上げを行うなど更なる財政基盤の強化を図ること。
- (3) 平成 20 年度から開始された特定健診について、本人の了承があれば、健診データ等を国民健康保険以外の保険者から市町村へ提供できる制度を整備すること。

< 現況・課題 >

平成 30 年度から国民健康保険制度が広域化され、財政運営の主体が都道府県となりますが、あらたな制度の施行に向けては課題が山積しています。

本県では、法定外繰入額は毎年 25 億円を超えており、赤字である保険者は半数以上となっています。さらに今後も高齢化がより進むことによる医療費の増額や保険料負担増が免れない状況であることから、国による財政基盤の強化が不可欠となっています。また、保険料水準の標準化については、被保険者や市町村に与える影響が多いため、十分に検討を重ねた上での実施が必要であり、国においても適切な助言が必要となっています。

平成 20 年度から各医療保険者において特定健診が実施されておりますが、受診データ管理が各保険者となっています。そのため、市町村において国民健康保険以外の被保険者のデータが取得できず、他保険から国民健康保険に加入した場合に、事前の健康状態が把握できない状況となっております。効果的な生活習慣病予防対策を行うために、本人の了承があれば健診データを市町村へ提供できる仕組みが求められております。

5 介護保険制度の円滑な実施

- (1) 介護保険制度を持続可能な制度とするため、国庫負担金割合の引き上げを行うなど財政基盤の強化を図ること。
- (2) 「介護離職者ゼロ」を達成するため、介護サービスの基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、人材確保を図ること。

< 現況・課題 >

介護保険制度は、高齢化の進展や制度の定着化とともに利用者が増加し、要介護者の増加による給付費の増大、介護を担う人材不足や保険料負担の増大などの課題に直面しています。

厚生労働省の平成 27 年 6 月 24 日の報道発表では、平成 37 年度には介護人材が全国で約 38 万人不足となり、長野県は約 8,400 人不足で充足率で見ると 10 番目に低い 81.9%となっています。

超高齢社会を迎える中、介護離職者ゼロによる一億総活躍社会の実現に向け、同制度が持続して運営でき、利用者へ適切なサービスが提供できるよう更なる充実を図るとともに、地域間の介護サービスの格差が生じないように、国において所要の措置を講じる必要があります。

9 環境保全対策の推進

1 廃棄物処理対策の推進

廃棄物処理対策の推進を図るため、「循環型社会形成推進交付金」については、町村等が策定した循環型社会形成推進地域計画どおり事業が執行できるよう、施設整備に必要な予算を確保すること。

< 現況・課題 >

町村においては、一般廃棄物の減量化と再資源化に努め、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき持続可能な循環型社会の形成に努めています。

本交付金については平成 21 年度に行われた事業仕分けによる大幅な減額以降、厳しい予算状況にあり、当初予算において十分な予算確保が認められない場合には事業運営に重大な支障を来す恐れがあります。平成 28 年度は県全体での当初内示率は 94.4%と前年度比 7.2%の増となりましたが、平成 29 年度以降において、内示率の変動のないよう要望額満額の交付が求められています。

廃棄物処理施設の整備計画は、長期間にわたる困難な地元調整を経て住民合意に至るものであり、適時適切な財政支援が必要であることから、年度途中で計画が確定して採択された事業についても、当該年度における事業者の要望額が確保される必要があります。

2 不法投棄防止対策の推進

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の運用にあたっては、増加している不法投棄への防止策として、次の措置を講じること。

- (1) 不法投棄に対する監視体制を整備すること。
- (2) 家電リサイクル法の基本方針に定められた回収率目標が一定の期間内（5年）に達成されない場合には、速やかに家電リサイクル料金を「前払い方式」に移行すること。また、対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。
- (3) 不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その費用を製造業者等の負担とすること。やむを得ず町村が負担する場合は、国として十分な財政措置を講じること。

< 現況・課題 >

本県における一般廃棄物の不法投棄発見件数は、平成 28 年度で 3,430 件であります。表面化していない不法投棄の実態を考慮すると問題ははるかに深刻であります。

こうした中、町村においては、不法投棄の監視体制の強化など不法投棄の未然防止に取り組んでいるところではありますが、現行法制度の下では、不法投棄は後を絶たず、町村は投棄された廃家電等の処理に相当の負担を強いられている状況にあります。

については、不法投棄を未然に防ぐため、国・県・市町村・住民が一体となって、不法投棄を撲滅するための取組を強化する必要があります。

3 水道・生活排水施設整備の推進

老朽化した水道管の更新や耐震化を進めるため、水道施設に係る国庫補助金を要望額どおり交付すること。

また、簡易水道や農業集落排水施設等の生活排水関連小規模施設の維持管理には、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化等の課題があるので、サービスを将来にわたり安定的に提供していくための、施設の統合化等の計画に対しては、柔軟な財政措置を講じること。

<現況・課題>

近年、水道施設の老朽化が進み、また全国各地で大きな地震が発生する状況となっています。そのため、水道施設の更新や耐震化は急務となっていますが、水道施設整備の国庫補助金は要望額に対し、低い内示率となっています。安心・安全な生活環境を整えるためには、整備事業を行うのに十分な財政支援が不可欠です。

簡易水道や農業集落排水施設等の小規模施設は統合が進められる中、その運営は財政的に厳しく、充実した財政支援が必要であります。

4 山岳環境の保全整備

山岳環境への影響軽減や多様な登山者の要求に対応できる環境整備のため、山岳環境保全対策支援事業の補助対象の拡大と十分な財政措置を講じること。

<現況・課題>

本県は、雄大な山岳やさわやかな高原、美しい景観、優れた雪質のスキーリゾート、多様な魅力にあふれる温泉など素晴らしい自然環境を有し、四季を問わず多くの観光客や登山者が訪れています。

特に近年の登山ブーム、山の日制定や信州ゲストイネーションキャンペーン等により、更なる登山者の増加が見込まれる中で、山岳環境の整備は急務であり、山小屋トイレ等の整備による環境への影響軽減と多様な登山者の要求に対応する必要があります。

5 特定外来生物対策の推進

地域の自然環境や農林業へ被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ等）は、旺盛な繁茂により駆除が追い付かないため、駆除剤の早期の開発や補助金制度の創設など支援の充実を図ること。

< 現況・課題 >

町村では、特定外来生物に指定されているアレチウリの駆除について、町村職員、地域住民、関係機関職員がボランティアで作業を実施していますが、年々植生が拡大する一方で、駆除が追付かない状況にあります。

駆除は手作業での抜き取りとなるため、多くの人員が必要となるとともに、発芽時期がそれぞれずれるため、作業も年数回行なう必要があります。かなりの時間と労力を要します。

アレチウリは繁殖率が高く、他の植物に覆い被さりながら植生を広げる特徴から、農林業や地域の生態系への影響が懸念されるため、駆除作業軽減に向けた駆除剤の開発や駆除作業従事者への支援をより一層図る必要があります。

10 TPP協定への適切な対応

- 1 国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解をこれまで以上に深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、農林水産分野におけるTPP対策を着実に実施すること。

< 現況・課題 >

TPP協定については、政府全体が責任を持って生産者が安心して再生産に取り組むことができるよう、総合的な対策を講じていくことが示されていますが、生産者をはじめ多くの国民が未だ不安を抱えている状況にあります。特に、農業分野においては、関税撤廃による農業の競争力の低下といった経済的側面だけでなく、耕作放棄地の増加など農業・農村の持つ環境保全等の多面的機能が失われるとともに、地域社会の基盤や美しい農村風景など経済的尺度だけでは測れない「日本の価値」さえも失われることが懸念されることから、抜本的な対策が必要です。

11 農業・農村対策の推進

1 農業・農村施策の推進

- (1) 食料・農業・農村基本計画については、関係府省連携の下、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 日本型直接支払制度については、町村の財政事情を勘案し、十分な財政支援を講じるとともに、所要の予算額を確保すること。
- (3) 農地中間管理機構による、町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に財政負担が生じないよう措置すること。
- (4) 外国人技能実習制度においては、農繁期が異なる複数の農業者が共同で技能実習計画を作成し、技能実習生が年間を通して複数の研修を受けられる制度とするとともに、技能実習生の一時帰国及び再入国も認める制度とすること。
- (5) 米政策の見直しに当たっては、生産者が継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう、適切な措置を講じるとともに、米価の下落等に対するセーフティーネットの整備など、経営安定に向けた対策の充実を図ること。
- (6) 安全・安心な農作物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。

< 現況・課題 >

我が国の農村は、農業所得の減少や地場産業の衰退、人口の減少や高齢化といった厳しい現状にあります。食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持など、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題であります。

小規模農家が多く、耕地面積の約7割が傾斜地などの条件不利地という状況にある長野県においては、効率化一辺倒では整理出来ない地域の実態があり、その実情を配慮した政策を確立する必要があります。

2 地域農業の担い手育成・確保

新たに農業を志す全ての人が農業次世代人材投資資金の交付対象となるよう対象要件の見直しを行なうこと。

< 現況・課題 >

担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等により、農業は危機的状況にあります。

新規就農者の就農後の定着促進を図るとともに、担い手の育成や後継者確保のための施設整備にかかる支援制度の充実など積極的な施策が求められています。

3 農業基盤整備の推進

- (1) 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保すること。特に、平坦地に比べ生産条件が厳しい中山間地域の整備においては、同事業にかかる農家や地元町村の一層の負担軽減を図ること。
- (2) 食料生産の基盤である農地の確保と効率的利用を図るため、「荒廃農地等利活用促進交付金」にかかる支援の充実と財源の確保を図ること。
- (3) 中山間地域における様々な不利な条件を早期に改善するため、中山間総合整備事業において町村が必要とする事業が計画的に実施できるよう、予算を十分確保すること。

< 現況・課題 >

長野県は積雪寒冷地域や中山間地域など、農業を営むにあたって厳しい条件を多く抱える中で、これまで農業生産基盤の整備により本県の基幹産業としての農業が支えられ、国民への食料の安定供給に貢献してきました。

農業が今後も持続的に営まれ、安全・安心な食料の安定供給と食料自給率の向上に資するよう、農地や老朽化した農業水利施設をはじめ、農村の基盤整備を継続的に行っていく必要があります。

また、耕作放棄地にあっては「荒廃農地等利活用促進交付金」の活用によりこれまで再生・利用が図られてきたところではありますが、今後も農地の確保や有効利用を着実に推進していく必要があります。

12 野生鳥獣被害対策の推進

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

3 駆除従事者の育成・確保

狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

< 現況・課題 >

野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にありますが、被害額の多くを占めるニホンジカによる被害については、適正な生息密度へ誘導する個体数管理が必要不可欠であります。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら侵入防止柵の整備や研修会の開催など、地域ぐるみの被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、予算の確保が必要であります。

また、改正鳥獣保護法により、野生鳥獣の捕獲対策の強化が図られましたが、引き続き駆除従事者の育成・確保は大きな課題であるとともに、有効な技術の開発や専門家の育成が望まれます。

更には、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進が必要であります。

13 森林・林業対策の推進

1 森林・林業基本計画の推進

森林・林業基本計画に基づき、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、山村の活性化を図ること。

2 国産木材の利用推進

国産材の安定供給体制を確立するとともに、公共建物等への国産材の利用を促進するため、公共・公用施設を新改築する町村に対する財政支援を拡充するとともに、木造建築物の設計者の育成等を促進すること。

<現況・課題>

林業の採算性が悪化し、林業・木材産業の低迷が続く中で、国が「森林・林業再生プラン」において掲げる木材自給率 50 パーセント以上の目標を達成するためには、国県産材の効率的で安定的な供給体制と利用促進が不可欠であります。

このため、地域で適正に伐採・生産された原木を低コストで加工し、付加価値を高め、供給していく仕組みを確立し、力強い地域の林業・木材産業を再構築していく必要があります。

3 森林病虫害対策の推進

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

<現況・課題>

長野県における松くい虫の被害は、昭和 56 年に旧木曾郡山口村で確認されて以来、被害区域が拡大するとともに、被害量が増大してきました。近年は、毎年 7 万 m³程度の被害があり、都道府県別では全国 1 番目の被害量となっています。

被害拡大を解消するために、未発生地域における予防対策とともに、天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発や樹種転換等の促進、被害市町村が連携した防除対策が行える体制整備が必要です。

4 治山事業の推進

集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

< 現況・課題 >

長野県は県土の約8割が森林であり、起伏に富んだ急峻な地形や複雑な地質構造から、災害が非常に発生しやすい地理的条件にあります。これに加え、特に近年は梅雨や台風等による局地的な集中豪雨が頻発し、本県においても大規模な山地災害が発生しており、既存の施設の老朽化対策も含めた治山事業の推進が必要です。

14 観光振興対策の推進

1 地域資源を生かした観光振興

町村の特色ある地域資源を生かした観光振興を積極的に進めるため、観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図ること。

<現況・課題>

長野県は、豊かな自然、美しい農村風景、歴史や文化、さらには健康長寿の暮らし等、世界に誇れる地域資源を数多く有し、それらに魅せられ国内外から多くの観光客が県内を訪れています。

観光客のニーズが多様化する中で、独自の地域資源を磨き上げ、観光地としてのブランド化を図り、地域の活性化につなげるため、観光振興事業に対する交付金の創設など財政支援を求めます。

2 国際大会開催による地域観光・経済の振興

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず多くの地域を訪問できるよう体制や環境を整備すること。また、インバウンド観光による経済振興や、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

<現況・課題>

国内経済は、雇用情勢の改善等により緩やかな回復基調が見えてきておりますが、その効果は、なお都市部や一部の大企業にとどまっております。町村部の地域経済が活力を取り戻すには至っていないのが現状であります。

このような状況の中で、今後予定される東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの開催は、競技の開催地のみならず国内外選手の事前合宿や、これに伴う観光客の訪問などによる経済波及効果が期待されます。また、より多くの観光客を誘客するためには、公共サインや公衆無線LANの環境整備が必要であります。

3 スキー場産業の振興

冬季の基幹産業であるスキー場産業の振興のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置について、平成 30 年 4 月 1 日以降も継続すること。

また、過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加すること。

< 現況・課題 >

冬期の基幹産業であるスキー場について、索道事業者がスキー場で使用する機械類等に使用される軽油の課税免除措置は、平成 27 年度税制改正において平成 30 年 3 月末まで延長されましたが、この措置が廃止されると、冬季の基幹産業であるスキー場のみならず、関連産業を含む地域経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、引き続き課税免除が必要であります。

またスキー人口が減少する中でも施設整備が出来るように、スキー索道業を過疎地域自立促進特別措置法による固定資産課税免除に伴う減収補填措置対象事業に加えることを求めます。

15 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- (3) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額を確保すること。

また、道路財特法による補助率等の嵩上げ措置を平成 30 年度以降も継続するとともに補助率を拡充すること。

- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備に対して必要な財源を確保すること。

< 現況・課題 >

道路は、産業基盤の形成や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤であります。長野県内の道路網は未改良区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金の配当額が要望額に満たない状況にあり、道路建設にあたっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推進していく必要があります。

2 リニア中央新幹線に関連する基盤整備促進及び工事に伴う町村への支援

(1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、JR東海への指導・監督を行うこと。

(2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体の実施する環境評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る経費に対し、財政支援措置を講じること。

< 現況・課題 >

リニア中央新幹線による利便性の向上や経済効果をより広範囲に波及させるためには、長野県内各地から中間駅への幹線道路等の整備や、隣接県との連携を図る必要があります。

また、建設中の工事車両の通過等による周辺的生活環境の悪化や、トンネル工事等による水源への影響が懸念されることから、事業主体であるJR東海に対する管理監督を行うとともに、地元住民の不安解消に向けた自治体独自の取り組みに対し、工事に付随する経費として財政支援を講じる必要があります。

3 インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、道路法改正に基づく橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じるなど町村負担の軽減を図ること。

< 現況・課題 >

地域の生活・産業活動を支える社会資本は、多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が急速に進んでいます。

しかしながら、その社会資本の大半を管理する市町村では、点検・補修業務を担う技術職員が不足していることから、財源の確保とともに、国・県・市町村が情報や技術を共有・協力して老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。

16 河川の整備促進

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図ること。
- 3 地方の意見や実績を十分踏まえ、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。

< 現況・課題 >

長野県は、千曲川、木曾川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長が長いうえ、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨、近年多発している局地的集中豪雨などの際には、堤防の決壊や河川の氾濫により甚大な被害を受ける恐れがあります。

しかしながら、河川整備費はピーク時に比べ激減しているのが現状であり、住民の生命や財産を守るため、河川整備は緊急の課題であります。

17 砂防施設の整備促進

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を促進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。

<現況・課題>

長野県は急峻な地形と脆弱な地質のため、土砂災害危険箇所が多く分布しており、特に地すべり危険箇所は都道府県別で最も多い状況であります。

このような中で、土砂災害危険箇所の整備率は2割程度であり、事業費についても横ばいが続く厳しい状況であります。特に緊急性の高い箇所は優先的に整備していく必要があります。

18 住宅等の耐震化の促進

- 1 個人所有の住居等や地域の自治会等が所有する小規模な集会所等について、耐震診断・耐震改修に係る建築主の経済的負担の軽減が図られるよう、補助対象を拡充すること。
- 2 観光客をはじめ多くの人々が利用する宿泊施設の耐震改修は、事業者にとって負担が大きく耐震化が進まない状況にあるため、耐震診断・耐震改修にかかる補助率の引き上げ措置を継続するとともに、幅の広い支援策を構築すること。

<現況・課題>

個人所有の住宅等や集落の寄合いなどでの集合場所となる自治会等が所有する集会所等は、耐震化が急務である一方で、所有者の自己負担額・割合が大きいなどの理由により、耐震化が進まない状況にあることから、実態を踏まえた制度の改善・運用が必要であります。

さらに、観光立県である本県では、観光客をはじめ多くの人々が宿泊施設を利用しますが、大規模建築物の耐震改修も進んでいない状況にあります。このような中で、耐震度不足の施設であることによる客離れや改修工事期間中の減収などが懸念されることから、補助制度の拡充はもとより、幅の広い支援策の構築が必要となります。

19 空き家対策に対する総合的な支援策の充実

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、空き家対策総合支援事業の国費下限額を引下げるなど小規模町村でも活用しやすい財政上の措置を講じること。

< 現況・課題 >

過疎化、少子高齢化が急速に進む中、適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化しています。

長野県においては空き家率も高く、町村ではその対応に苦慮している状況ではありますが、様々な要因により取組みが進まないことが指摘されています。

このような中、空き家対策特別措置法が施行され、町村においても空き家等対策計画の策定やデータベースの整備等に努めていくこととなりますが、厳しい財政状況を抱える町村が、地域住民の安全性の確保や生活環境の保全等に向け、空き家等の対策を適切かつ円滑に実施できるよう、財政面での十分な措置が必要であります。

20 冬期交通の確保

- 1 町村が万全の道路除雪を行うことができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出金総額を確保すること。
- 2 豪雪地帯における国道等の歩道・堆雪帯等の道路整備を促進すること。
- 3 大雪による交通網の麻痺は、食料や燃料等の物流の停滞をはじめ、住民生活に多大な影響を及ぼすため、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国、県及び市町村の連携体制を強化すること。

< 現況・課題 >

県下全域が雪寒地域の指定を受け、県の約2分の1の人口、県土の約3分の2の面積を占める積雪地域においては、毎年の降積雪により住民の日常生活や産業の振興等に支障をきたしていることから、生活基盤を確保するための道路の除排雪など冬期交通の確保が課題となっています。

また、平成26年2月には、豪雪地域に指定されていない市町村を中心に歴史的な大雪に見舞われ、除排雪の機材や体制が不十分であったことから、集落の孤立、高齢者宅の除雪が間に合わない、200を超える小中学校等が休校、食品や燃料等の生活必需品が届かないなど、住民生活に多大な不安と影響を与えました。

町村が万全の道路除雪ができるよう十分な道路除雪費等の確保をするとともに、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国、県及び市町村の連携体制を強化する必要があります。

21 地籍調査事業の推進

地籍調査事業は、災害からの迅速な復旧や課税の適正化等、土地に関する様々な施策の基礎資料であり、早急な整備が不可欠であることから、必要な予算の確保を図ること。

< 現況・課題 >

地籍調査事業の成果は、国土開発・保全のほか、災害時の迅速な復旧・復興や公共用地の適正管理、課税の公平性の確保等、土地情報資料として極めて重要な役割を担っております。

しかしながら、昨今の財政事情や行政ニーズの多様化等により、地籍調査の実施に必要な予算や職員の確保が困難な状況となっております。

地籍調査の実施主体である町村が、調査を円滑に実施できるよう、十分な予算の確保が必要となります。

